

一般社団法人コンパスナビ 定款

令和6年10月1日 変更

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コンパスナビと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公 告)

第3条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、社会的養護をはじめとして、その家庭環境により生きづらさを抱えている児童、そうした環境から離れた青少年に対し、社会へつながる支援事業、またこうした青少年を支援している事業者に対しての支援事業を通して、広く地域社会の架け橋となることで、青少年が目標や生きがいをもつて暮らせる社会の実現を目指し、社会全体に寄与することを目的とする。

2 当法人は、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及び更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者以外の者であって、更生のための保護を必要とする者に対し、その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の更生を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資格取得支援事業
- (2) 就労支援事業
- (3) 住居支援事業
- (4) 居場所事業

- (5) 生活・自立支援事業
- (6) 宿泊所の供与
- (7) 自立準備ホーム「埼玉県女子自立更生センター」の設置、運営
- (8) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者（以下「被保護者」という）に対し、生活の相談に応じる事業
- (9) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (10) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (11) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (12) 各種セミナー・研修・啓発事業
- (13) 犯罪者の改善更生に関する調査研究
- (14) 更生保護事業従事者の育成及び顕彰
- (15) 自立支援関連オリジナル商品の開発、製造、販売
- (16) 青少年、支援団体への寄附・助成事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 無料職業紹介事業
- (19) クラウドファンディング事業
- (20) 不動産の所有、売買、賃貸借、管理及び仲介
- (21) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

（法人の構成員及び経費の負担）

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次項の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

- 2 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- 3 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別途定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催及び招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より一週間前（ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第39条第1項但し書による場合を除く）までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第13条 社員総会は社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項各号に規定する社員総会の決議及びその他法令に定められた事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印し、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。
- 4 第2項の代表理事をもって理事長とし、前項の業務執行理事をもって常務理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益社団法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 25 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事

会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(企画・コンプライアンス委員会)

第 30 条 当法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。

- 2 前項の委員会は、業務執行理事 1 名、理事 1 名、事務局員 1 名で構成する。
- 3 第 1 項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 当法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
 - (2) 当法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
 - (3) 当法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること
- 4 第 1 項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 5 第 1 項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第 7 章 事務局等

(事務局)

第 31 条 当法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会により別途定める。
- 3 事務局長の任免は、理事会の承認を得て、代表理事が行う。

(書類及び帳簿の備置き)

第32条 主たる事務所及び従たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置く。

(1)定款

(2)社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3)理事及び監事の名簿

(4)認可等及び登記に関する書類

(5)本定款で定める機関の議事に関する書類

(6)事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等の計算書類等

(7)監査報告書

(8)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならぬ。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の分配)

第36条 当法人は剩余金の分配を行うことはできない。

(基 金)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第37条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散す

る。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款に定めのない事項)

第43条 本定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

東京都杉並区西荻南三丁目3番2号

皆川 充

埼玉県さいたま市南区大字大谷口678番地1

皆川 克

埼玉県さいたま市北区別所町1000番地65

神吉 志門

令和 年 月 日
当法人の定款に相違ない。

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目5番1号KOMON 7F
一般社団法人コンパスナビ
代表理事 ブローハン聰

